

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能機能の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏えいに対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	【概要】 長崎県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収に関する事務を行う。 【具体的内容】 地方税法等の規定に基づき、納税者からの申告及び届出等による課税管理業務、収納・還付・充当等を行う収納管理業務、滞納情報による督促状等の送付や滞納整理等の滞納管理業務を行う。（※事務の流れ及び詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照） 【課税管理事務】 A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。 B 納税者が他機関（税務署、市町）に申告を行う。 C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。 D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 E 納税者に納税通知書を交付する。 F 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。 G 納税者に減免決定通知書等を送付する。 【収納管理事務】 H 納税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。 I 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 J 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。 K 納税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。 L 納税証明書を納税者に交付する。 【滞納管理事務】 M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	県税総合システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理を行う。具体的には以下のシステムで行う。 - 課税管理システム：課税、減免等の課税管理業務 - 収納管理システム：収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務 - 滞納管理システム：督促状送付や滞納整理等、滞納管理業務 - 宛名管理システム：納税者の宛名情報の管理業務
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 長崎県電子県庁システム ）

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	- 宛名番号付番機能：団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 - 宛名情報等管理機能：団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 - 中間サーバ連携機能：中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 - 既存システム連携機能：既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバ ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※1セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能：中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システム（媒体連携）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能：特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分)
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県の執行機関への情報提供: 都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示: 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会: 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索: 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築したeLTAX(地方税ポータルシステム)を構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用開始されている。 ・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて受信している。国税庁及び各自治体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 団体間回送機能(地方公共団体からの他の地方公共団体に所得税申告書等データを回送する。)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム6	
①システムの名称	長崎県電子県庁システム(※県税総合システムに関連する部分のみ記載)
②システムの機能	県税総合システムのアクセス制限を行うため、毎日早朝に長崎県職員データベースにアクセスし、当該システムを利用する職員が税務課・各振興局税務部(課)のどの課・班に所属しているかを確認することで、当該システムの利用できる機能を制限している。 ※県税総合システムは、どの課・班に属するかによって利用できる機能が制限されている。 ※職員が異動退職した場合には、その異動退職日よりその職員の利用はできなくなる。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☒] 税務システム [] その他 ()
システム7	
①システムの名称	電子申告等システム
②システムの機能	・電子申告等システムは、インターネットを通じた地方税の電子申告等が行えるよう、地方税共同機構が構築したシステムである。 ・PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続き等を行うことができる。 ・eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用して、国税庁及び他自治体へ申告書等データを送受信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
3. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化。 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報及び地方税関係情報を入手することにより県税の減免事務等を効率化するため。
②実現が期待されるメリット	○県税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要性がなくなり、納税者の利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要性がなくなり、納税者の利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表24の項 133の項 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第6項 ○番号法第19条第9号 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 に基づく主務省令 ・特定個人情報の照会 第2条の表49の項 ・特定個人情報の提供 なし
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

※別紙参照

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

県税総合システムデータベースファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	
	その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収及び効率化を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報	[○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)
	・連絡先等情報	[○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)
	・業務関係情報	[] その他住民票関係情報
その妥当性	[○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報	
	[] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報	
全ての記録項目	[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報	
	[] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報	
	[] 災害関係情報	
	[] その他 ()	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	長崎県総務部税務課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人	
	[○] 評価実施機関内の他部署 (福祉保健課、障害福祉課)	
	[○] 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)、デジタル庁)	
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市町村)	
	[] 民間事業者 ()	
	[] その他 ()	

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (国税連携システム、電子申告等システム)
③入手の時期・頻度		○随時入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して入手」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) ・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 ・納税者の特定時:「実務上、納税者の特定が必要な都度」
④入手に係る妥当性		○随時入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手している。 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙または電子の申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の確認を行うため、市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバ及び団体内統合宛名システム)を通じて納税者の特定等の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請にかかる負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバ及び団体内統合宛名システム)を通じて随時入手する。
⑤本人への明示		・個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第160条各項、第177条の13各項等の規定により、入手することが明記されている。 ・産業廃棄物税の賦課に必要な情報は、長崎県産業廃棄物税条例第11条及び第14条の規定により、入手することが明記されている。 ・番号法第19条各号の規定による特定個人情報の提供を制限されない場合の入手についても、明記されている。
⑥使用目的 ※		県税の公平・公正な賦課徴収事務及び効率化
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	長崎県総務部税務課、長崎県の各振興局税務部(税務課)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理事務を行う。 2. 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 3. 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報から滞納管理業務を行う。 4. 宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。
情報の突合 ※		○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免等に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。 ○上記1～3にかかる「4. 宛名管理に関する事務」 ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と他の団体(市町村)、庁内他部署及び情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。
情報の統計分析 ※		納税者の障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		・障害者関係情報により税の減免決定等を行う。 ・生活保護関係情報により税の減免決定等を行う。

⑨使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (2) 件	
委託事項1		県税総合システム運用保守業務	
①委託内容		県税総合システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	
その妥当性		県税総合システムの安定的な運用管理のための委託であり、県税に係る特定個人情報ファイルの全体の情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		長崎県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		NBC情報システム株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2		国税連携システム・電子申告等システムの構築・運用等	
①委託内容		国税連携システム・電子申告等システムの構築・運用等のサービスを提供する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		各税法の規定により提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者	
その妥当性		当該システムを所有する機関から認定委託された事業者を通じ取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		入札情報・契約情報として、長崎県ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・原則として、委託先は他者へ再委託し、又は請け負わせてはならず、長崎県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び長崎県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。また、委託先と再委託先との間に個人情報保護等の守秘義務を含む契約を結ぶこと、及び再委託先からの更なる再委託することを禁止する旨を契約書に明記している。
	⑨再委託事項	運用における現地作業、問い合わせ対応等。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☒ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1		他自治体
①法令上の根拠		番号法第19条第10号
②提供先における用途		地方税の賦課事務
③提供する情報		他自治体で賦課する者に係る所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		国税連携システム等で入手した所得税申告書等データのうち、他自治体で賦課する所得税申告者等
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (国税連携システム、電子申告等システム)
⑦時期・頻度		他自治体で賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(随時)
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		☐ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		

⑥移転方法		☐ 庁内連携システム	☐ 専用線
		☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
		☐ その他 (	)
⑦時期・頻度			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<長崎県における措置> ・庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管。 ※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び指紋認証により入退室する者の管理を行う。 <県税総合システムの運用における措置> ・サーバの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワード認証が必要であり、サーバ管理に使用する端末はほかの業務に使用しておらず、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から県税総合システムの稼働状況の報告を受けている。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。 <国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> ・サーバは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。 ※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	地方税法第17条の5の規定により、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であることから、原則として、保存年限を7年保管と定めている。ただし、訴訟対応案件や滞納整理案件についてはその限りではない。	

③消去方法	＜県税総合システムの運用における措置＞ ①データについては、システムにて消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。 ＜国税連携システム・電子申告等システムにおける措置＞ ・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。 ・電子申告等システム(審査システム)のデータ消去については、審査システムDBデータ削除ガイドラインで定められた手順により実施する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考	
-	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

※別紙参照

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・地方税法に基づいて提出される納税申告書は、申告納税方式によるものであることから、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税申告書においては、当該納税者の情報しか入手することはできない。 ・他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないよう、1件ごとに住所等が課税対象者と合致するかを確認する。 ・国税連携システムにより、eLTAX（地方税ポータルシステム）から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信される仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・納税者等が各税法の規定に基づき、納税申告書、申請・届出書を提出する場合、法令・通達により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいた賦課徴収に必要な情報のみを取得することとしており、その情報の入手は、担当業務により限定された税務職員（会計年度任用職員等を含む。）が、法令・通達等に基づいて入手する場合に限られる。 ・国税連携システムによる国税連携データの入手については、アクセス権限を与えられた税務職員（会計年度任用職員等を含む。）のみしか操作することができず、その情報を入手する際は、必要な情報しか入手することができないようシステムで制御されている。
その他の措置の内容	・個人事業税課税調査対象者の住所変更等により、他の都道府県に課税権がある情報が提供される場合があるが、その場合は国税連携システムの団体間回送機能により該当する都道府県に提供される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・納税者等が地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの納税申告書、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。 ・国税連携システムによる国税連携データの入手については、eLTAX（地方税ポータルシステム）からの受信のみであり、それ以外の方法での入手はできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号を入手した場合、以下の①から③までのいずれかの書類の提示等により、本人確認を行う。 ①個人番号カード ②通知カード及び運転免許証等写真の表示により本人を特定できる書類 ③以下のア及びイの書類の提示を受けること等 - ア：個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 - イ：写真の表示等により本人を特定できる書類 ・代理人から個人番号を入手した場合、以下の(1)から(3)までの書類の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。 (1)委任状等の代理権を明らかにする書類 (2)写真の表示等により代理人を特定できる書類 (3)個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性の確認を行う。以前に取得した個人番号が変更されていないか、申告書及び届出書提出の際にチェックを行い、変更があれば修正を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。 ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。 ・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線のLGWAN回線を使用している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税総合システムから中間サーバ及び団体内統合宛名システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員及び委託先従業員を特定するとともに、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID及び顔認証若しくはパスワードによる認証を行う。 ・個人を特定する観点から、共用IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ユーザID／パスワードの発効管理 ・部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみ付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・退職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは窓口用のみ機能を限定して発行し、それ以外は職員個人に対して発行している。 ・特定個人情報への不要なアクセスがないか、ログを毎月確認している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・退職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。

特定個人情報の使用の記録	記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・県税総合システムでは、職員の職務内容に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職務内容に応じてアクセスできる情報を制限している。 ・業務外の利用の禁止等や業務情報の漏えい等について、セキュリティ対策に関する文書により周知を図るとともに、研修時にも指導を行っている。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理を行えない仕組みにしている。また、バックアップ処理の実行権限を持つ者も限定するとともに、不正に複製されるリスクへの対応としてセキュリティ責任者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないようにしている。 ・データのバックアップはサーバーから外部記憶装置に行われるが、サーバーおよび外部記憶装置は強固な柵に固定されており、また、入退室管理及び施錠管理がなされている部屋に設置されているため、当該機器にアクセスできる者は限定されている。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。		
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先に特定個人情報等を提供する際は所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認のうえ特定個人情報等の授受を行う。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。		
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置を取る旨規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、もしくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後ただちに返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託元が別に指示したときは、その指示に従うものとする。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写または複製の禁止 ・再委託の禁止 ・事故発生時における報告		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・契約書及び調達仕様書において、原則として、委託先は他者へ再委託し、又は請け負わせてはならず、長崎県が承認した場合のみ例外的に認めることを定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び長崎県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。また、委託先と再委託先との間に個人情報保護等の守秘義務を含む契約を結ぶこと、及び再委託先からの更なる再委託することを禁止する旨の契約の中で明記している。		
その他の措置の内容		—		
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
—				

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	2年間、団体間回送の記録(他自治体への提供)を受信サーバーに保管する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用して、国税庁及び他自治体へ申告書等データを提供する際は、番号法の規定に基づき認められる特定個人情報を、定められたマニュアルに従い行う。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用した申告書等データ提供は、国税庁及び他自治体のみ可能である。なお、システムによる本県と国税庁及び他自治体との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用した申告書等データ提供は、国税庁及び他自治体のみ可能である。なお、システムによる本県と国税庁及び他自治体との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜県税総合システムの運用における措置＞ ・特定個人情報の入手については、番号法で認められた事務の範囲内かつ地方税法等で定められた必要最低限の情報に限定して特定個人情報の照会を行う。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜県税総合システムの運用における措置＞ ・入手した特定個人情報については、県税総合システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。また、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性の確認を行う。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<長崎県における措置> ①県税総合システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。 ②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバ機器等ラックで施錠管理を行っている。 ③サーバ機器等にかかる電源については、予備電源を設置している。また、停電を感知したときには、予備電源で稼働している間に自動的にシャットダウンする機能を備えている。 <国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<長崎県における措置> ①県税総合システムへのログインには顔認証を利用している。 ②県税総合システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。 ・サーバの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管されることとなる。また、国税連携システム(eLTAX)で使用する所得申告データは更新する情報ではないため、そのまま当該システムに保管される。 ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
<table border="1"> <tr> <td>手順の内容</td> <td>保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて機密文書廃棄専門業者による裁断溶解処理を行う。</td> </tr> </table>	手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて機密文書廃棄専門業者による裁断溶解処理を行う。	
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて機密文書廃棄専門業者による裁断溶解処理を行う。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求めることとしている。 ・廃棄、所管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<県税総合システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき定期及び必要に応じ随時に点検を行っている。 <国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置> ・国税連携システム・電子申告等システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<県税総合システムの運用における措置> ①以下の観点で総括保護管理者による監査を年に一度実施。 ・評価書記載事項と運用自体のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 <国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置> 国税連携システム・電子申告等システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<県税総合システムの運用における措置> ①新入職員に対して、税務職員初任者研修等の中で個人情報保護等に関する研修を行う。 ②継続して業務に従事する職員についても、各種研修会の中で個人情報保護等に関する研修を行う。 ③受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。 ④違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 <国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置> 地方団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本県ホームページ上に、請求先及び請求方法等について掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 長崎県手数料条例で定めるところによる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

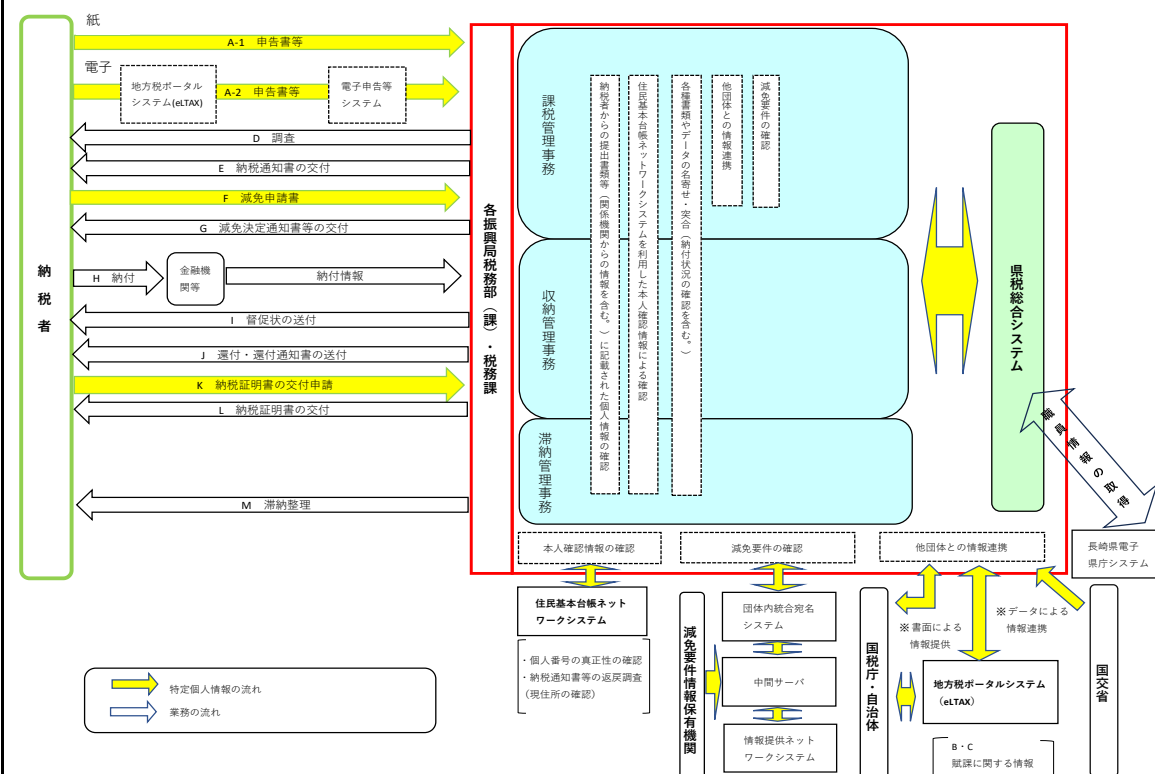
VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年11月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	長崎県政策県民参加制度(パブリックコメント)により実施
②実施日・期間	令和7年7月1日から令和7年7月31日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	長崎県個人情報保護審査会へ諮問し、第三者点検を実施を予定。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]

(別添1)事務の内容



(備考)

納税者からの申告・届出等又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付する。また、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

【課税管理事務】

- A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。
- B 納税者が他機関(税務署、市町)に申告を行う。
- C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。
- D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- E 納税者に納税通知書を交付する。
- F 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。
- G 納税者に減免決定通知書等を送付する。

【収納管理事務】

- H 納税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。
- I 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- J 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。
- K 納税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。
- L 納税証明書を納税者に交付する。

【滞納管理事務】

- M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

【別添2】特定個人情報ファイル記載項目

○県税総合システムデータベースファイル

【あて名管理】

KB納税者管理マスター	納税者番号	履歴番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	第2氏名有無
	第2氏名(漢字)	第2氏名(カナ)	補記区分	補記区分	前後区分
	代表者区分	力量	住所コード	通り名入力	通り名
	番地	性別	郵便番号	統合法人等区分	統合元番号
	生年月日	電話番号1	電話番号2	状況区分2	状況区分2
	異動日	注意コード	備考	送付先区分	漢字氏名(左詰め)
	カナ氏名(左詰め)	第2漢字氏名(左詰め)	第2カナ氏名(左詰め)	住所(左詰め)	番地(左詰め)
	方章(左詰め)	履歴番号(新)	履歴番号(旧)	更新者事務所	更新者
	更新者名	更新理由コード	国庫コード	登録日	更新日
	更新時間				

KB納税者名寄せマスター	納税者番号	履歴番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	住所コード
	番地	力量	漢字氏名(左詰め)	カナ氏名(左詰め)	番地(左詰め)
	方章(左詰め)	履歴番号(新)	履歴番号(旧)	更新日	更新時間
	更新者番号	更新者名			

KB納税者検索マスター	マスター区分	カナ氏名	漢字氏名	住所	力量
	納税者番号	履歴番号	送付先区分		

KB口座振替管理マスター	口座管理区分	納税者番号	税目コード	課税番号	区別情報
	金融機関コード	店種コード	口座種別	口座番号	口座名義人
	口座振替開始日	口座振替終了日	口座振替依頼日	最終利用年度	事務所コード
	更新者事務所	更新者	更新者名	更新日	更新時間

KB納税者番号検索マスター	納税者番号区別コード	漢字			
---------------	------------	----	--	--	--

KB統合前納税者情報ファイル	納税者番号	統合先納税者番号	出カフラグ	履歴件数	口座情報
	氏名(漢字)	氏名(カナ)	第2氏名有無	第2氏名(漢字)	第2氏名(カナ)
	補記区分	代表者区分	代表者名	代表者区分	代表者名
	通り名入力	通り名	番地	力量	郵便番号
	生年月日	電話番号1	電話番号2	状況区分	異動日
	備考	統合元更新者事務所	統合元更新者	更新理由コード	統合元登録日
	統合元更新日	事務所	統合事務所名	統合者	登録日
	登録時間	更新日	更新時間		

KB課税番号リンクファイル	課税番号	税目コード	納税者番号		
---------------	------	-------	-------	--	--

KB個人番号管理マスタ	納税者番号	履歴番号	個人番号	真正性確認区分	真正性確認日
	真正性確認送信時間	真正性確認確定日	真正性確認確定時間	真正性確認事務所	真正性確認日
	個人番号初期登録事務所	個人番号初期登録者	前記区分	前記区分	前記区分
	統合宛名送信日	統合宛名送信時間	統合宛名送信個人番号	住基一括検索回数	生存状況
	氏名_漢字	氏名_かな	生年月日	性別	住所
	照会一致項目フラグ_氏名_漢字	照会一致項目フラグ_氏名_かな	照会一致項目フラグ_清音かな氏名	照会一致項目フラグ_生年月日	照会一致項目フラグ_性別
	照会一致項目フラグ_住所_完全一致	照会一致項目フラグ_住所_前カ一致	照会一致項目フラグ_住所_市町村コード一致	更新者事務所番号	更新者事務所コード
	更新者名	更新者	更新日	更新時間	予備項目
	予備項目2	予備項目3			

KB個人番号真正性確認ファイル	納税者番号	税目番号	利用事由	提供年月日	対象者識別情報
	住基一括登録処理結果コード	照会一致項目フラグ_氏名_漢字	照会一致項目フラグ_氏名_かな	照会一致項目フラグ_清音かな氏名	照会一致項目フラグ_生年月日
	照会一致項目フラグ_性別	照会一致項目フラグ_住所_完全一致	照会一致項目フラグ_住所_前カ一致	照会一致項目フラグ_住所_市町村コード	異動有無
	生存状況	変更状況	住基異動コード	氏名_漢字	氏名_かな
	生年月日	性別	住所	個人番号	付随情報_異動事由
	付随情報_異動年月日	外子情報_氏名外字数	外子情報_住所外字数	外子データレコード数	市町村コード
	不参加団体対象フラグ	検索パターン番号	作成年月日	更新年月日	ユーザID

【課税管理】

(個人事業税)

KJ基本登録マスタ	課税番号	税務番号	国税番号	納税者番号	所管事務所コード
	課税コード1	課税コード1	課税コード1	課税コード2	課税コード2
	該当区分2	種別コード3	業種コード3	該当区分3	青白区分
	分割区分	開業日	業日	状況区分	変更日
	送付区分	注意コード1	注意コード2	備考1	備考登録日1
	備考2	備考登録日2	備考登録日3	備考登録日4	備考4
	備考登録日4	備考登録日5	備考登録日6	備考登録日7	備考7
	事業所番地方章	事業所電話番号	相続人管理番号	税理士管理番号	新国税番号
	新国税番号	引継先課税番号	資料送付先	資料請求先	
	転写事務所	更新者番号	更新者名	バッチ更新日	更新日

KJ国書変更リンクファイル	課税番号	当初所得年	国書変更区分	当初税務番号	当初国税番号
	当初所管事務所コード	更新年月日	取納処理フラグ		

KJ課税マスタ	課税番号	所得年月	課税区分	訂正番号	課税年度
	課税日	通知日	ファイル番号	保留区分	青白区分
	分割区分	課税開始事由	開業日	課税コード1	課税コード1
	業種コード1	国税事業所得額1	国税不動産所得額1	国税専従者控除額1	国税青色控除額1
	海外市場開拓準備金積立1	海外市場開拓準備金取崩1	非課税コード1	非課税所得額1	配偶者有無
	専従者数(配偶者外)	専従者控除額1	専従者控除額1	合計額1	課税コード2
	業種コード2	国税事業所得額2	国税不動産所得額2	国税専従者控除額2	国税青色控除額2
	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金取崩2	非課税コード2	非課税所得額2	配偶者有無
	専従者控除額2	合計額2	課税コード3	国税事業所得額3	国税青色控除額3
	国税不動産所得額3	国税専従者控除額3	国税青色控除額3	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金取崩3

KJ定期課税ファイル	課税番号	所得年月	課税区分	訂正番号	課税年度
	課税日	通知日	ファイル番号	保留区分	青白区分
	分割区分	課税開始事由	開業日	業種コード1	業種コード1
	業種コード1	国税事業所得額1	国税不動産所得額1	国税専従者控除額1	国税青色控除額1
	海外市場開拓準備金積立1	海外市場開拓準備金取崩1	非課税コード1	非課税所得額1	配偶者有無
	専従者数(配偶者外)	専従者控除額1	合計額1	課税コード2	課税コード2
	業種コード2	国税事業所得額2	国税不動産所得額2	国税専従者控除額2	国税青色控除額2
	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金取崩2	非課税コード2	非課税所得額2	配偶者有無
	専従者控除額2	合計額2	課税コード3	国税事業所得額3	国税青色控除額3
	国税不動産所得額3	国税専従者控除額3	国税青色控除額3	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金取崩3

KJ繰越控除管理マスタ	課税番号	所得年	繰越サイン	青白区分	損失繰越
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン
	繰越日	通知日	繰越サイン	繰越サイン	繰越サイン

KJ国税データ管理マスタ	国税番号	国税番号	利用者識別番号	所得年	漢字
	課税番号	委託状況	住所実況	処理状況	管理事務所1
	管理事務所2	管理事務所3	管理事務所4	納税者住所コード	納税者住所コード
	事業所所在の住所コード	個人事業税対象フラグ	受付番号	異動年月日	台帳番号
	生年月日	確定申告書第2表フラグ	ファイル種別	バッチ番号	取込区分
	準確定申告生年月日	申告区分	漢字氏名	清音漢字氏名	カナ氏名
	清音後カナ氏名	電話番号	住所郵便番号	住所	事業所所在地
	青色申告入金金額	青色申告入金金額	青色申告入金金額	青色申告入金金額	青色申告入金金額
	総合課税課税期収入金額	総合課税課税期収入金額	小規模企業共済等掛金控除	家賃等所得金額	不動産所得金額
	総合課税一時所得金額	総合課税一時所得金額	専従者給付合計額	青色申告特別控除額	繰越損失額

[illegible]

(紙税収)					
KO基本マスタ	課税番号	履歴番号	事務所コード	異動日	異動事由コード
	紙帳簿番号	連番番号	課税等区分コード	課税保留事由コード	
	紙帳コード1	紙帳コード2	紙帳コード3	紙帳コード4	紙帳コード5
	紙帳コード6	紙帳コード7	紙帳コード8	紙帳コード9	紙帳コード10
	紙帳コード11	紙帳コード12	紙帳コード13	紙帳コード14	紙帳コード15
	紙帳コード16	紙帳コード17	紙帳コード18	紙帳コード19	紙帳コード20
	紙帳コード21	登録日	更新日	付帳期終了日	期完了日
	県内面積	紙帳位置コード1	紙帳位置コード2	紙帳位置コード3	紙帳位置コード4
	紙帳位置コード4	紙帳位置地先FLG1	紙帳位置地先FLG2	紙帳位置地先FLG3	紙帳位置地先FLG4
	紙帳県外コード1	紙帳県外コード2	備考	納税管理人番号	送付先管理番号
登録番号(県コード)					
更新者					
KO課税マスタ	課税番号	実績年度	課税連番	事務所コード	紙帳簿番号
	連番番号	課税区分	課税年度	課税日	通知発行日
	納期限	納期限変更理由コード	変更納期限	県内面積1	課税標準面積1
	課税標準面積1	税率1	適用月数1	県内面積2	県内面積2
	課税標準面積2	課税種別コード2	税率2	適用月数2	明細税額2
	課税額	課税額	総面積	県内面積1 既確定	課税標準面積1 既確定
	課税種別コード1 既確定	税率1 既確定	適用月数1 既確定	明細税額1 既確定	県内面積2 既確定
	課税標準面積2 既確定	課税種別コード2 既確定	税率2 既確定	適用月数2 既確定	明細税額2 既確定
	課税額 既確定	課税額 既確定	総面積 既確定	県内面積2 既確定	明細税額2 既確定
	課税理由	登録年月日	登録年月日	県内面積2 既確定	課税事由
KO課税中間ファイル	課税番号	課税年度	実績年度	事務所コード	紙帳簿番号
	課税日	通知日	納期限	県内面積1	課税標準面積1
	課税種別コード1	税率1	適用月数1	明細税額1	県内面積2
	課税標準面積2	課税種別コード2	税率2	適用月数2	明細税額2
	課税額	課税額	総面積	県内面積1 既確定	課税標準面積1 既確定
	課税種別コード1 既確定	税率1 既確定	適用月数1 既確定	明細税額1 既確定	県内面積2 既確定
	課税標準面積2 既確定	課税種別コード2 既確定	税率2 既確定	適用月数2 既確定	明細税額2 既確定
	課税額 既確定	課税額 既確定	総面積 既確定	県内面積2 既確定	課税事由
	課税理由	登録年月日	登録年月日	県内面積2 既確定	課税事由
	更新者	更新者	更新者	更新者	更新者
KO共同経営者ファイル					
登録番号					
連番番号					
履歴番号					
共同経営期間(開始日)					
管理連番					
納税者番号					
納付書送付先FLG					
更新者					
(特例税)					
KU課税データファイル	納税貯蓄組合コード	課税番号	履歴番号	実績年度	課税連番
	納期限	変更前の登録区分	確定件数 第一種1号	確定件数 第一種2号	確定件数 納税3号
	確定件数 納税4号	確定件数 わな第3号	確定件数 わな第4号	確定件数 第二種5号	確定件数 計
	確定税額 第一種1号	確定税額 第一種2号	確定税額 納税3号	確定税額 納税4号	確定税額 わな第3号
	確定税額 わな第4号	確定税額 第二種5号	確定税額 計	確定税額 第一種1号	確定税額 第二種5号
	既確定件数 納税3号	既確定件数 納税4号	既確定件数 わな第3号	既確定件数 わな第4号	既確定件数 第二種5号
	既確定件数 計	既確定税額 第一種1号	既確定税額 第一種2号	既確定税額 納税3号	既確定税額 納税4号
	既確定税額 わな第3号	既確定税額 わな第4号	既確定税額 第二種5号	既確定税額 計	既確定税額 第一種1号
	差引件数 第一種2号	差引件数 納税3号	差引件数 納税4号	差引件数 わな第3号	差引件数 わな第4号
	差引件数 第二種5号	差引件数 計	差引件数 第一種1号	差引件数 第一種2号	差引件数 納税3号
KS基本マスタ	差引税額 納税4号	差引税額 わな第3号	差引税額 わな第4号	差引税額 第二種5号	差引税額 計
	更新日	更新者	訂正フラグ	課税年度	課税区分
	課税区分	実績年月日	課税日	登録区分	納税者番号
	営業開始日	実績開始年月	受任者	休業期間(自)1	休業期間(至)1
	休業期間(自)2	休業期間(至)2	休業期間(自)3	休業期間(至)3	送付先サイン
	元元系列コード	油種コード1	施設区分1	容量1	基数1
	油種コード2	施設区分2	容量2	油種コード3	施設区分3
	施設区分3	容量3	基数3	油種コード4	施設区分4
	容量4	基数4	油種コード5	施設区分5	容量5
	基数5	油種コード6	施設区分6	容量6	基数6
KS基本履歴ファイル	油種コード7	施設区分7	容量7	基数7	油種コード8
	油種コード8	施設区分8	容量8	基数8	油種コード9
	油種コード9	施設区分9	容量9	基数9	油種コード10
	油種コード10	施設区分10	容量10	基数10	油種コード11
	油種コード11	施設区分11	容量11	基数11	油種コード12
	油種コード12	施設区分12	容量12	基数12	油種コード13
	油種コード13	施設区分13	容量13	基数13	油種コード14
	油種コード14	施設区分14	容量14	基数14	油種コード15
	油種コード15	施設区分15	容量15	基数15	油種コード16
	油種コード16	施設区分16	容量16	基数16	油種コード17
KS課税マスタ	油種コード17	施設区分17	容量17	基数17	油種コード18
	油種コード18	施設区分18	容量18	基数18	油種コード19
	油種コード19	施設区分19	容量19	基数19	油種コード20
	油種コード20	施設区分20	容量20	基数20	油種コード21
	油種コード21	施設区分21	容量21	基数21	油種コード22
	油種コード22	施設区分22	容量22	基数22	油種コード23
	油種コード23	施設区分23	容量23	基数23	油種コード24
	油種コード24	施設区分24	容量24	基数24	油種コード25
	油種コード25	施設区分25	容量25	基数25	油種コード26
	油種コード26	施設区分26	容量26	基数26	油種コード27
KS課税明細ファイル	油種コード27	施設区分27	容量27	基数27	油種コード28
	油種コード28	施設区分28	容量28	基数28	油種コード29
	油種コード29	施設区分29	容量29	基数29	油種コード30
	油種コード30	施設区分30	容量30	基数30	油種コード31
	油種コード31	施設区分31	容量31	基数31	油種コード32
	油種コード32	施設区分32	容量32	基数32	油種コード33
	油種コード33	施設区分33	容量33	基数33	油種コード34
	油種コード34	施設区分34	容量34	基数34	油種コード35
	油種コード35	施設区分35	容量35	基数35	油種コード36
	油種コード36	施設区分36	容量36	基数36	油種コード37
KS加算金ファイル	油種コード37	施設区分37	容量37	基数37	油種コード38
	油種コード38	施設区分38	容量38	基数38	油種コード39
	油種コード39	施設区分39	容量39	基数39	油種コード40
	油種コード40	施設区分40	容量40	基数40	油種コード41
	油種コード41	施設区分41	容量41	基数41	油種コード42
	油種コード42	施設区分42	容量42	基数42	油種コード43
	油種コード43	施設区分43	容量43	基数43	油種コード44
	油種コード44	施設区分44	容量44	基数44	油種コード45
	油種コード45	施設区分45	容量45	基数45	油種コード46
	油種コード46	施設区分46	容量46	基数46	油種コード47
KS徴収額予ファイル	油種コード47	施設区分47	容量47	基数47	油種コード48
	油種コード48	施設区分48	容量48	基数48	油種コード49
	油種コード49	施設区分49	容量49	基数49	油種コード50
	油種コード50	施設区分50	容量50	基数50	油種コード51
	油種コード51	施設区分51	容量51	基数51	油種コード52
	油種コード52	施設区分52	容量52	基数52	油種コード53
	油種コード53	施設区分53	容量53	基数53	油種コード54
	油種コード54	施設区分54	容量54	基数54	油種コード55
	油種コード55	施設区分55	容量55	基数55	油種コード56
	油種コード56	施設区分56	容量56	基数56	油種コード57

KX収納状況ファイル	登録番号	会計年度	債権者番号	業種コード	納入課税処理コード1
	納入認定年月1	納入認定金額1	納入収納額納期内1	納入収納額予期間内1	納入収納額期間外1
	納入収入未済額1	納入徴収額予・還付有無コード1	納入課税処理コード2	納入収入未済額2	納入認定金額2
	納入収納額納期内2	納入収納額予期間内2	納入収入未済額2	納入徴収額予・還付有無コード2	納入認定金額2
	納入課税処理コード3	納入認定年月3	納入認定金額3	納入収納額納期内3	納入収納額予期間内3
	納入収納額期間外3	納入収入未済額3	納入徴収額予・還付有無コード3	納入課税処理コード4	納入認定年月4
	納入認定金額4	納入収納額納期内4	納入収納額予期間内4	納入収納額期間外4	納入収入未済額4
	納入徴収額予・還付有無コード4	納入合計課税処理コード1	納入合計認定年月1	納入合計認定金額1	納入合計収納額納期内1
	納入合計収納額予期間内1	納入一部収納額納期外1	納入合計収入未済額1	納入合計徴収額予・還付有無コード1	納入合計認定年月1
	納入一部認定年月1	納入一部認定金額1	納入一部収納額納期内1	納入一部収納額予期間内1	納入一部収納額期間外1
	納入一部収入未済額1	納入一部徴収額予・還付有無コード1	納入合計課税処理コード2	納入合計認定年月2	納入合計認定金額2
	納入合計収納額納期内2	納入合計収納額予期間内2	納入合計収納額期間外2	納入合計収入未済額2	納入合計徴収額予・還付有無コード2
	納入一部課税処理コード2	納入一部認定年月2	納入一部認定金額2	納入一部収納額納期内2	納入合計収納額予期間内2
	納入一部収納額期間外2	納入一部収入未済額2	納入一部徴収額予・還付有無コード2	納入合計課税処理コード3	納入合計認定年月3
	納入合計認定金額3	納入合計収納額納期内3	納入合計収納額予期間内3	納入合計収納額期間外3	納入合計収入未済額3
	納入合計徴収額予・還付有無コード3	納入一部課税処理コード3	納入一部認定年月3	納入一部認定金額3	納入一部収納額納期内3
	納入一部収納額予期間内3	納入一部収納額期間外3	納入一部収入未済額3	納入一部徴収額予・還付有無コード3	納入合計課税処理コード4
	納入合計認定年月4	納入合計認定金額4	納入合計収納額納期内4	納入合計収納額予期間内4	納入一部課税処理コード4
	納入合計収入未済額4	納入合計徴収額予・還付有無コード4	納入一部課税処理コード4	納入一部収入未済額4	納入一部徴収額予・還付有無コード4
	納入一部収納額納期内4	納入一部収納額予期間内4	納入一部収納額期間外4	納入一部収入未済額4	納入一部徴収額予・還付有無コード4
	認定額合計	収入額合計	滞納区分コード	更正決定区分コード	廃業区分コード
	廃業等年月日	帳簿金交付対象金額	交付率	帳簿金額	交付調整額
	交付決定額	支払力コード	廃業処理済コード	納入減額リフラグ1	納入減額リフラグ1
	納入減額リフラグ2	納入減額リフラグ2	納入減額リフラグ3	納入減額リフラグ3	納入減額リフラグ4
	納入減額リフラグ4	支払保留区分	登録年月日	更新年月日	税目コード
【収納管理】					
KO収納管理基本マスタ	認定キー・税目コード	認定キー・課税番号	認定キー・実績年月等	認定キー・課税番号	認定キー・課税年度
	納税者番号	課税事務所(当初)	課税事務所(現在)	収納事務所(当初)	収納事務所(現在)
	収納歳入年度	現率区分	認定事由(当初)	課税区分(当初)	認定事由(現在)
	課税区分(現在)	本税の認定通番	本税の納期限(法延納期等)	納期限(指定納期限)	認定日(当初)
	認定日(現在)	総課税課日	通知書発行日	増減認定適用日	増減認定延滞金適用日
	申告日	申告日・収受日	更正決定日	収納処理日	収納処理日
	修正申告期限	事業年度終了日	確定申告提出日	重加対応車	重加対応車
	重加対応車・税割	重加対応税割・税割	重加対応車・所得	重加対応税割・所得	重加対応車・付加
	重加対応税割・付加	重加対応車・資本	重加対応税割・資本	重加対応車・収入	重加対応税割・収入
	重加対応車・特別税	重加対応税割・特別税	利子割還付額等	監査の申告期限延長	外形法人区分
	支払決定日	税通・区分	税通コード	登録年月日	登録年月日
	課税月数	注意コード	状態コード	年度登録年月	積雪軽減区分
	車台番号	ディーラーコード	他税目設定日付	発行・督促発行止期限	未認定収納サイン
	仮清込サイン	公示送達サイン	管年度外サイン	徴収額サイン	事務所異動サイン
	延滞金不能サイン	注意サイン	振替額サイン	処分サイン	執行停止サイン
	不納欠付サイン	繰上徴収サイン	納税額サイン	延滞額サイン	延滞額サイン
	登録日	更新日	更新者番号	更新者名	更新時間
KO収納管理税額マスタ	認定キー・税目コード	認定キー・課税番号	認定キー・実績年月等	認定キー・課税番号	認定キー・課税年度
	徴収金区分	当初認定額	最終認定額	最終認定額・税割	最終認定額・均等
	最終課税額・所得	最終認定額・付加	最終認定額・資本	最終認定額・収入	最終認定額・特別税
	年度当初認定額	現在認定額	未納額	当年度収納・税割	当年度収納・税割
	当年度収納・均等	当年度収納・所得	当年度収納・付加	当年度収納・資本	当年度収納・収入
	当年度収納・特別税	収納額合計	収納額合計・税割	収納額合計・均等	収納額合計・所得
	収納額合計・付加	収納額合計・資本	収納額合計・収入	収納額合計・特別税	当年度欠損額
	当年度欠損・税割	当年度欠損・均等	当年度欠損・所得	当年度欠損・付加	当年度欠損・資本
	当年度欠損・収入	当年度欠損・特別税	欠損額合計	欠損額合計・税割	欠損額合計・均等
	欠損額合計・所得	欠損額合計・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・収入	欠損額合計・特別税
	歳出還付額	更新日	更新時間(時分秒)		
KC還付充当ファイル	通納納番号・会計年度	通納納番号・税割コード	通納納番号・通番	通納納番号・枝番	レコード区分
	登録通番	定期随時区分	認定キー・税目	認定キー・課税番号	認定キー・実績年月等
	認定キー・課税通番	認定キー・課税年度	経歴番号	通納納事由	通知日
	支払日	還付加算金始期日	除算期間・開始日	除算期間・終了日	歳入歳出区分
	支払過渡日	充当随時期日	還付加算金区分	本税・加算金区分	充当額
	通知税	還付加算金計算額	還付加算金計算額・特別税	還付加算金計算金額	充当金経歴番号
	充当先税目	充当先課税番号	充当先実績年月等	充当先課税年度	充当先課税年度
	充当先経歴番号	充当先本税加算金区分	充当先会計年度	充当先課税事務所	充当先課税事由・当初
	充当先特別税	還付番号	更新区分	更新事務所	更新日
KO還付金管理ファイル	還付番号	経歴通番	認定キー・税目	認定キー・課税番号	認定キー・実績年月等
	認定キー・課税通番	認定キー・認定年度	歳入年度	事務所コード	還付通知日
	支払日	還付額	支払区分	納税者番号	還付時住所
	還付時氏名	金融機関コード	支店コード	口座種別	口座番号
	口座名義人	還付時金融機関名称	還付時支店名称	修正区分	歳入日
	再発行日	再発行日	支払コード	金融機関コード・変更	支払コード・変更
	口座種別・変更	口座番号・変更	口座名義人・変更	還付時金融機関名称・変更	還付時支店名称・変更
	再発行日	支払番号	金融機関名称(カナ)	支店名称(カナ)	支払番号1
	送金元金融機関区分1	還付区分1	支払金額1	支払番号2	送金元金融機関区分2
	還付区分2	支払金額2	伝送データ作成日	予備	備考
	更新日	更新者番号	更新者名		
KC本税充当経歴ファイル	認定キー・実績年月等	認定キー・課税通番	認定キー・課税年度	経歴番号・経歴基準日	経歴番号・登録通番
	レコード区分	共通・区分01	共通・区分02	共通・区分03	共通・区分04
	共通・区分05	共通・区分06	共通・区分07	共通・区分08	共通・区分09
	共通・区分10	共通・区分11	共通・区分12	共通・区分13	共通・区分14
	共通・区分15	共通・区分16	共通・区分17	共通・区分18	共通・区分19
	共通・区分20	共通・区分21	共通・区分22	共通・区分23	共通・区分24
	共通・区分25	共通・区分26	共通・区分27	共通・区分28	共通・区分29
	共通・区分30	共通・区分31	共通・区分32	共通・区分33	共通・区分34
	共通・区分35	共通・区分36	共通・区分37	共通・区分38	共通・区分39
	共通・区分40	共通・区分41	共通・区分42	共通・区分43	共通・区分44
	共通・区分45	共通・区分46	共通・区分47	共通・区分48	共通・区分49
	共通・区分50	共通・区分51	共通・区分52	共通・区分53	共通・区分54
	共通・区分55	共通・区分56	共通・区分57	共通・区分58	共通・区分59
	共通・区分60	共通・区分61	共通・区分62	共通・区分63	共通・区分64
	共通・区分65	共通・区分66	共通・区分67	共通・区分68	共通・区分69
	共通・区分70	共通・区分71	共通・区分72	共通・区分73	共通・区分74
	共通・区分75	共通・区分76	共通・区分77	共通・区分78	共通・区分79
	共通・区分80	共通・区分81	共通・区分82	共通・区分83	共通・区分84
	共通・区分85	共通・区分86	共通・区分87	共通・区分88	共通・区分89
	共通・区分90	共通・区分91	共通・区分92	共通・区分93	共通・区分94
KCコンビニ収納ファイル	データ種別	払込年月日	払込時間	CVS本部コード	CVS店舗コード
	通知書種類	税目コード	発行年度	請求予定日	請求予定日
	再発行区分	支払期限	請求金額	還金予定日	還金予定日
	認定キー・課税番号	認定キー・実績年月等	認定キー・課税通番	認定キー・課税年度	通知書・本税
	通知書・延滞金	通知書・過少	通知書・不申告	通知書・重加	通知書・法票・本税
	通知書・法票・延滞金	通知書・法事・本税	通知書・法事・延滞金	還取回数	還取回数
	登録日	更新日			
KO口座振替対象マスタ	年度	期別	税目コード	課税番号	実績年月等
	課税通番	認定年度	口座区分	管理番号	金融機関番号
	支払番号	課税事務所	金融機関名称	支店名称	預金種目
	口座番号	口座振替開始年月日	口座振替終了年月日	車検有効期限	引当金額
	引当日	名寄せ有無	一括有無	振替不可事由	余白
	MT区分	取込日	振替結果		
KC納税証明DB	登録番号	車台番号	区分	車検有効期限(西暦)	非課税サイン
	当初登録番号	主登録番号	車検有効期限(和暦)	年度	納税額未到来サイン
	状態サイン	注意コード	登録処理日	更新処理日	納付状況コード
	有効年月日	抹消フラグ	異動フラグ	返済フラグ	変更前登録番号
	変更後登録番号	状態コード	登録事由コード	異動事由コード	BULK処理フラグ
	予備				
KC歳入滞修正入力ファイル	科目コード	会計計上日	摘要コード	徴収金区分	S会計計上日(年月)
	認定額	認定件数	収納額	収納件数	差引収納額(証紙収納)
	差引収納件数(証紙収納)	不納欠損額	不納欠損件数	滞納繰越件数	滞納繰越件数
	更新日	会計年度	事務所コード		

KD預金照会結果	照会依頼日	依頼番号	所属コード	担当者コード	カナ氏名
	漢字氏名	旧姓カナ氏名	旧姓漢字氏名	現住所カナ	現住所漢字
	本住所カナ	本住所漢字	生年月日	振郵便番号	本郵便番号
	電話番号	取引開始照会開始日	予備1	照会処理日	取引有無
	照会結果NO	金融機関コード	検索カナ氏名	顧客番号	顧客番号内連番
	銀行保有カナ氏名	銀行保有漢字氏名	銀行保有カナ住所	銀行保有漢字住所	銀行保有郵便番号
	銀行保有電話番号	銀行保有生年月日	支店店番	支店漢字名	科目コード
	科目漢字名	口座番号	残高印均	残高	残高照会処理時刻
	海外預金加算有無	予備2	取引履歴	口座番号-親和	口座残高
	最終移動日	拘束区分	取引状況	保証取引の有無	融資取引

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	表紙「公表日」	2015/4/28		事前	
平成27年11月17日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第16条	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	II-4 「特定個人情報ファイルの取 扱いの委託」-「委託の有 無」	2件	3件	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	II-4 「特定個人情報ファイルの取 扱いの委託」-「委託事項3」 -「①委託内容」~「⑨再委 託事項」	—	新規追加 (本評価書P11のとおり)	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」	<長崎県における措置> ・庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバー内に保管。 ※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び指紋認証により入退室する者の管理を行う。 <県税総合システムの運用における措置> ・サーバーの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワード認証が必要であり、サーバー管理に使用する端末はほかの業務に使用しておらず、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から県税総合システムの稼働状況の報告を受けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバー・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<長崎県における措置> ～左記と同じ～ <県税総合システムの運用における措置> ～左記と同じ～ <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・サーバーは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 ※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ～左記と同じ～	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」	<県税総合システムの運用における措置> ①データについては、システムにて消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<県税総合システムの運用における措置> ～左記と同じ～ <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ～左記と同じ～	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「情報保護管理体制の確認」	委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。	<長崎県における措置> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」-「具体的な制限方法」	委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。 委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。	＜長崎県における措置＞ 委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。 委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用と担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」-「具体的な方法」	・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。	＜長崎県における措置＞ ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤物理的対策」-「具体的な対策の内容」	<長崎県における措置> ①県税総合システム・国税連携システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバー機器等ラックは耐震装置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバー機器等にかかる電源については、予備電源を設置している。また、停電を感知したときには、予備電源で稼働している間に自動的にシャットダウンする機能を備えている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<長崎県における措置> ～左記と同じ～ <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・サーバーは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ～左記と同じ～	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」	<長崎県における措置> ①県税総合システムへのログインには静脈認証を利用している。 ②県税総合システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <国税連携システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<長崎県における措置> ～左記と同じ～ <国税連携システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。 ・サーバーの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバーにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ～左記と同じ～	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク2:特定個人情報の古い情報のまま保管され続けるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管することとなる。 ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管されることとなる。また、国税連携システム(eLTAX)で使用する所得申告データは更新する情報ではないため、そのまま当該システムに保管される。 ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	IV-1 「監査」-「①自己点検」-「具体的なチェック方法」	<県税総合システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができて いるか、年1回担当部署内でチェックを実施 する。 <国税連携システムの運用における措置> ・国税連携システムの運用に係るセキュリ ティについて、国の指定法人である一般社団 法人地方税電子化協議会で定められた様式 により、毎年、自己点検を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける 措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プ ラットフォームの運用に携わる職員及び事業 者に対し、定期的に自己点検を実施すること としている。	<県税総合システムの運用における措置> ～左記と同じ～ <国税連携システムの運用における措置> ・国税連携システム(eLTAX)にあつては、 「電気通信回線その他の電気通信設備に関 する技術基準及び情報通信の技術の利用 における安全性及び信頼性を確保するた めに必要な事項に関する基準」(平成25年総務 省告示206号)の達成状況について、自己評 価を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける 措置> ～左記と同じ～	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	IV-1 「監査」-「②監査」-「具体的 なチェック方法」	<県税総合システムの運用における措置> ①以下の観点で自己監査(監査委員による 監査)を年に一度実施。 ・評価書記載事項と運用自体のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措 置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措 置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理 措置 ②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善 していく。 <中間サーバー・プラットフォームにおける 措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プ ラットフォームについて、定期的に監査を行 うこととしている。	<県税総合システムの運用における措置> ～左記と同じ～ <国税連携システムの運用における措置> 国税連携システム(eLTAX)については、運 営する認定委託先事業者が、毎年度、情報 セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける 措置> ～左記と同じ～	事前	①重要な変更該当
平成28年6月14日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	条例制定に伴う名称変更等

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-7 「評価実施機関における担当部署」―「②所属長」	税務課長 末永 泰三	税務課長 萩本 秀人	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月30日	II-4 「特定個人情報ファイルの取り扱いの委託」―「委託事項1」―「⑥委託先名」	日本電気株式会社長崎支店	NBC情報システム株式会社	事後	入札による運用保守業者の変更
平成30年7月4日	表紙	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	
平成30年7月4日	V 「開示請求・問合せ」	江戸町2番13号	尾上町3番1号	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	別添1 「事務の内容」備考⑥	③及び④	③～⑤	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	II-2 「基本情報」⑤	平成27年10月予定	2016/1/1	事後	事実に基づき変更
平成30年7月4日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑤	・本人から入手する情報については、入手すること及び利用目的を本人に明示する。ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。また、他の機関及び庁内他部署から入手を行うことは番号法に明示されているとともに、窓口対応する場合には本人に口頭で説明を行う。		事前	不要なので削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	Ⅱ－3 「特定個人情報の入手・使用」⑤	地方税法第72条の55及び55の2	地方税法第72条の55及び第72条の55の2	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	Ⅲ リスク4	返送	郵送	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	Ⅰ－1 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②	⑥③及び④	⑥③～⑤	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	表紙 「公表日」	平成30年7月4日	令和2年11月16日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき、再び特定個人情報保護評価を実施
令和2年11月16日	Ⅰ－1 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②事務の内容	①～⑬	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅰ－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム1_②システムの機能	1～4.の「～を行う」	1～4.の「～を行う」を削除	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅰ－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム1_③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等 [○]その他(中間サーバー)	[]宛名システム等 [○]その他(長崎県電子県庁システム)	事後	県税総合システムと中間サーバーとの接続を当初よりしていないが長崎県電子県庁システムとの接続はしているため。 現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	Ⅰ－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム2_③他のシステムとの接続	[○]税務システム [○]その他(中間サーバー)	[]税務システム [○]その他(中間サーバ)	事後	団体内統合宛名システムと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。 現状にあわせた修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム3_③他のシステムとの接続	[○] 税務システム	[] 税務システム	事後	中間サーバと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。 現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム4_②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	1. 本人確認情報の更新: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム4_②システムの機能	5. 本人確認情報検索 : 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面表示する。	5. 本人確認情報検索: 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム5_②システムの機能	国税連携システムでは、所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)を、国税庁及びeLTAX(地方税ポータルシステム)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ送信される。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して、受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築したeLTAX(地方税ポータルシステム)を構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用開始されている。 ・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて受信している。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム5_③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[]税務システム	事後	国税連携システムと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。現状にあわせた修正
令和2年11月16日					
令和2年11月16日	I-(別添) 「事務の内容」	①～⑬	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」③対象となる本人の範囲※	納税者及び課税調査対象者	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」③対象となる本人の範囲※_その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅱ－2 「基本情報」④記録される項目_その妥当性	4. 地方税関係情報: 地方税関係情報により税の軽減を行うため。 5. 障害者福祉関係情報: 障害者に対する税の軽減決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者に対する税の減額決定を行うため。	4. 地方税関係情報: 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 5. 障害者福祉関係情報: 障害者に対する税の減免等の決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者に対する税の減免等の決定を行うため。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ－3 「特定個人情報の入手・使用」②入手方法	[○]その他（総合行政ネットワーク(LG WAN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	[○]その他（国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	事後	総合行政ネットワーク(LG WAN)はネットワーク回線のことであり、システムではないため削除しました。
令和2年11月16日	Ⅱ－3 「特定個人情報の入手・使用」⑤本人への明示	・個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第122条、第152条等の規定により、入手することが明記されている。	・個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第160条各項、第177条の13各項等の規定により、入手することが明記されている。	事後	制度改正に伴う変更
令和2年11月16日	Ⅱ－3 「特定個人情報の入手・使用」⑥使用目的※	県税の公平・公正な賦課、納税者の利便性の向上のため。	県税の公平・公正な賦課徴収事務	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ－3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 情報の突合※	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免等に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ－3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 情報の統計分析※	納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行いが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	納税者の障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行いが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	事後	地方税情報の統計やその分析に当たり、特定個人情報を集計・利用することはないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅱ－3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 権利利益に影響を与え得る決定※	・地方税関係情報により税の軽減を行う。 ・障害者関係情報により税の減額決定を行う。 ・生活保護関係情報により税の減額決定を行う。	・障害者関係情報により税の減免決定等を行う。 ・生活保護関係情報により税の減免決定等を行う。	事後	地方税情報に基づく税の軽減において特定個人情報を利用することがないため
令和2年11月16日	Ⅱ－4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託の有無※	[委託する] (3)件	[委託する] (2)件	事後	特定個人情報ファイルは取り扱わないため1件減としたもの
令和2年11月16日	Ⅱ－4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項1_②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲_その妥当性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している県税総合システムの運用管理を行うため、県税にかかる納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	県税総合システムの安定的な運用管理のための委託であり、県税に係る特定個人情報ファイルの全体の情報を取り扱う必要がある。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ－4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項2	データ入力業務委託	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	事後	特定個人情報ファイルではないため削除し、委託事項3を委託事項2へ変更
令和2年11月16日	Ⅱ－4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項2_②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲_その妥当性	システムを安定的に移働させるため、専門知識を有する民間事業者に委託している。	当該システムを所有する機関から認定委託された事業者を通じ取り扱う必要がある。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ－4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項3	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等		事後	委託事項3から、委託事項2へ変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅱ－5 「特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」_提供先1_⑥提供方法	総合行政ネットワーク(LGWAN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	事後	総合行政ネットワーク(LGWAN)はネットワーク回線のことであり、システムではないため削除しました。
令和2年11月16日	Ⅱ－6 「特定個人情報の保管・消去」_①保管場所 ※	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・(略) ・(略) ※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバ・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・(略) ・(略) ※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	現状にあわせた修正及び 組織名変更による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅱ－7 「備考」	<国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバにおける特定個人情報の保管・消去> ①保管場所: 国税連携システムの受信サーバ内(入退室管理されている部屋に設定している。) ②保管期間: 2年(その妥当性: 国税連携システムの受信サーバは国税連携データの受信を行うことを目的とした最低限のスペックの製品であり、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成であるため。) ③消去方法: 操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去。 ※なお、保管期間を2年間経過したデータは、国税連携システムから消去する際に、データのバックアップを別媒体に保管の上、その後、5年間保管する。	ー	事後	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバを保有しなくなったため。
令和2年11月16日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	県税総合システムデータベースファイル全記録項目	県税総合システムデータベースファイルテーブルの表記	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅲ－2 「特定個人情報の入手」_リスク1: 目的外の入手が行われるリスク_対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・(略) ・(略) ・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。	・(略) ・(略) ・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信される仕組みとなっている。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ－2 「特定個人情報の入手」リスク1: 目的外の入手が行われるリスク_必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・(略) ・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいて賦課徴収に必要な情報のみを取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・国税連携システムによりeLTAX(地方税ポータルシステム)から必要な情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。	・(略) ・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいた賦課徴収に必要な情報のみを取得することとしており、その情報の入手は、担当業務により限定された税務職員(会計年度任用職員等を含む。)が、法令・通達等に基づいて入手する場合に限られる。 ・国税連携システムにおいては、アクセス権限を与えられた税務職員(会計年度任用職員等を含む。)のみしか操作することができず、その情報を入手する際は、必要な情報しか入手することができないようシステムで制御されている。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅲ－2 「特定個人情報の入手」リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク_リスクに対する措置の内容	・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに返送してもらう。 ・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線、LGWAN回線を使用している。	・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。 ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。 ・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線のLGWAN回線を使用している。	事後	現状にあわせて追記
令和2年11月16日	Ⅲ－3 「特定個人情報の使用」リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク_ユーザ認証の管理_具体的な管理方法	・(略) ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	・(略) ・個人を特定する観点から、共用IDの利用を禁止する。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ－4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」情報保護管理体制の確認	<長崎県における措置> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	<長崎県における措置> ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。 ・個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。 ・当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事後	現状にあわせた修正及び組織名変更による変更
令和2年11月16日	Ⅲ－4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。	・委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。	事後	現状にあわせて追記
令和2年11月16日	Ⅲ－4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・(略) ・委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。	・(略) ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ－6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク1: 目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略) ※1(略) ※2番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ※3(略)	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略) (※1)(略) (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)(略)	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅲ－6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) <中間サーバーの運用における措置> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年間保管する。また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能によるアクセス権限の付与及びその記録の管理等、中間サーバーの運用方針については、国の規定に従う。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①(略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略)	事後	現状にあわせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ－6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク3:入手した特定個人情報が入力された特定個人情報に対する措置の内容	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	組織名変更による変更
令和2年11月16日	Ⅲ－6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①略 ②略 ③略 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ※ 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①略 ②略 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<オフライン時の事務処理における措置> ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①略 ②略 ③略 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①略 ②略 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	オフライン時の事務処理における措置を追加及びより適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ－6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) ③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略) ③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅲ－7 「特定個人情報の保管・消去」リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策_具体的な対策の内容	<長崎県における措置> ①県税総合システム・国税連携システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバー機器等ラックは耐震装置が行われており、施錠管理を行っている。 ③(略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・(略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<長崎県における措置> ①県税総合システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。 ②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバ機器等ラックで施錠管理を行っている。 ③(略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・(略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバを保有しなくなったため及び現状にあわせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ－７ 「特定個人情報の保管・消去」特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・サーバー、端末機器（パソコン）、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。 ・（略）	・サーバー、端末機器（パソコン）、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類（証明書および写真等）の提出を求めることとしている。 ・（略）	事後	破壊を証明する書類（証明書および写真等）の提出を求めることを追加
令和2年11月16日	Ⅳ－１ 「監査」①自己点検_具体的なチェック方法	＜県税総合システムの運用における措置＞ ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 ・（略） ・（略）	＜県税総合システムの運用における措置＞ ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき定期及び必要に応じ随時に点検を行っている。 ・（略） ・（略）	事後	長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき点検を行っていることを追加
令和2年11月16日	Ⅳ－１ 「監査」②監査_具体的な方法	＜県税総合システムの運用における措置＞ ①以下の観点で自己監査（監査委員による監査）を年に一度実施。 ・（略） ②（略） ＜国税連携システムの運用における措置＞ （略） ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・（略）	＜県税総合システムの運用における措置＞ ①以下の観点で総括保護管理者による監査を年に一度実施。 ・（略） ②（略） ＜国税連携システムの運用における措置＞ （略） ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・（略）	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅳ－２ 「従業者に対する教育・啓発」_具体的な方法	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <国税連携システムの運用における措置> 国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <国税連携システムの運用における措置> 地方団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	より適切な表現に変更及び組織名変更による変更
令和2年11月16日	V－１ 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_①請求先	長崎県総務部県民センター・税務課 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-894-3441(県民センター)、095-895-2212(税務課)	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	V－１ 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_④個人情報ファイル簿の公表	[]	[行っていない]	事後	記載漏れによる追記
令和2年11月16日	V－１ 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_④個人情報ファイル簿の公表_個人情報ファイル名		—	事後	記載漏れによる追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」④個人情報ファイル簿の公表_公表場所		—	事後	記載漏れによる追記
令和2年11月16日	V-2 「特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」①連絡先	長崎県総務部税務課情報管理班 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-895-2216	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	VI-1 「基礎項目評価」①実施日	2014/12/26	2020/7/27	事後	
令和2年11月16日	VI-2 「国民・住民等からの意見の聴取」②実施日・期間	平成27年9月3日から平成27年10月2日まで	令和2年9月23日から令和2年10月22日まで	事後	
令和2年11月16日	VI-3 「第三者点検」②実施日	平成27年10月26日	2020/11/4	事後	
令和3年8月5日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	I-6 「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和4年7月15日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携__②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	
令和4年7月15日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」①消去方法	<県税総合システムの運用における措置> (略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> (略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<県税総合システムの運用における措置> (略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> (略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	Ⅲ－6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク_リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (略)	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (略)	事後	
令和4年7月15日	Ⅲ－6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク_リスクに対する措置の内容	<県税総合システムの運用における措置> (略) <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<県税総合システムの運用における措置> (略) <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	
令和5年6月30日	Ⅳ－2 従業者に対する教育啓発	<県税総合システムの運用における措置> ①及び② 略 ③受託事業者に対しては、契約内容に【特】個人情報保護に関する特記事項を明記している。 ④ 略	<県税総合システムの運用における措置> ①及び② 略 ③受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。 ④ 略	事後	長崎県個人情報取扱事務委託基準の一部改正による変更
令和6年12月18日	表紙 「特記事項」	・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。	・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。	事後	委託基準改正(令和5年3月15日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表24の項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	番号法等の一部を改正する 法律の施行(令和6年5月27 日)に伴う変更
令和6年12月18日	I-6 「情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携」	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 に基づく主務省令 ・特定個人情報の照会 第2条の表49の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	番号法等の一部を改正する 法律の施行(令和6年5月27 日)に伴う変更
令和6年12月18日	II-3 「特定個人情報の入手・使 用」 ③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通 して随時入手(約70日/年(令和1年度))」 (※国税連携システムにより、国税庁からeL TAX(地方税ポータルシステム)を経由して、 電子データにより国税連携データを日次で受 信している。)	○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通 して随時入手(約70日/年)」(※国税連携シ ステムにより、国税庁からeLTAX(地方税 ポータルシステム)を経由して、電子データに より国税連携データを日次で受信している。)	事前	より適切な表現に変更
令和6年12月18日	II-5 「特定個人情報の提供・移 転」 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	番号法等の一部を改正する 法律の施行(令和6年5月27 日)に伴う変更
令和7年6月12日	表紙 「特記事項」	漏洩	漏えい	事後	関係法令の記載に合わせ 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム2」 ②システムの機能	1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能: 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。 4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。	1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能: 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム5」 ①システムの名称	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	国税連携システム	事後	表記の統一
令和7年6月12日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表24の項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表24の項 133の項 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第6項 ○番号法第19条第9号 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	運用実態に合わせ、根拠条項を整理し、追記するもの
令和7年6月12日	I-(別添1) 事務の内容	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅱ-2 「基本情報」 ③対象となる本人の範囲 -その必要性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報情報を保有。	県税の公平・公正な賦課徴収及び効率化を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報情報を保有。	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	Ⅱ-2 「基本情報」 ④記録される項目 -主な記録項目	・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正に伴い、全項目評価書の評価書様式の一部が改正(令和7年5月26日付)されたことによる修正
令和7年6月12日	Ⅱ-2 「基本情報」 ④記録される項目 -その妥当性	1(略) 2. 4情報および連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3~6(略)	1(略) 2. 5情報および連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3~6(略)	事後	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正に伴い、全項目評価書の評価書様式の一部が改正(令和7年5月26日付)されたことによる修正
令和7年6月12日	Ⅱ-3 「特定個人情報入手・使用」 -「①入手元」	[○]行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁))	[○]行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁)、デジタル庁)	事後	記載漏れ
令和7年6月12日	Ⅱ-3 「特定個人情報入手・使用」 -「②入手方法」	[○]その他(国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	[○]その他(国税連携システム)	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅱ-3 「特定個人情報入手・使用」 -「③入手の時期・頻度」	○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して随時入手(約70日/年)」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) ○個別に対応する事務 ・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 (略)	○随時入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して入手」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) ・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 (略)	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	Ⅱ-3 「特定個人情報入手・使用」 -「④入手に係る妥当性」	○定期的に入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入力している。 ○個別に対応する事務 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙ベースの申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。	○随時入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入力している。 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙または電子の申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	Ⅱ-3 「特定個人情報入手・使用」 -「⑥使用目的」	県税の公平・公正な賦課徴収事務	県税の公平・公正な賦課徴収事務及び効率化	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	Ⅱ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	国税連携システムの構築・運用等	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅱ-4 「特定個人情報ファイルの取 扱いの委託」 -「委託事項2」 -「①委託内容」	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等 のサービスを提供する業務	国税連携システムの構築・運用等のサービ スを提供する業務	事後	表記の統一
令和7年6月12日	Ⅱ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「④提供する情報の対象と なる本人の数」	1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	実態の規模に合わせて修正
令和7年6月12日	Ⅱ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「⑥提供方法」	[○]その他(国税連携システム(eLTAX (地方税ポータルシステム))	[○]その他(国税連携システム)	事後	表記の統一
令和7年6月12日	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消 去」 -「①保管場所」	<国税連携システム(eLTAX)における措置 >	<国税連携システムにおける措置>	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「①保管場所」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	<国税連携システム(eLTAX)における措置>	<国税連携システムにおける措置>	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	Ⅱ-(別添2) 事務の内容	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの
令和7年6月12日	Ⅱ-(別添2) 事務の内容	—	たばこ税、狩猟税以外のサブのファイル・マスタの並べ替え・追加、項目の増減	事後	制度改正に伴う変更
令和7年6月12日	Ⅲ-3 「特定個人情報の使用」 -「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「ユーザ認証の管理」 -「具体的な管理方法」	静脈認証若しくはパスワードによる認証を行う。	顔認証若しくはパスワードによる認証を行う。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-3 「特定個人情報の使用」 「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「アクセス権限の発効・失効の管理」 -「具体的な管理方法」	②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。	②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・休職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和7年6月12日	Ⅲ-3 「特定個人情報の使用」 「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「アクセス権限の管理」 -「具体的な管理方法」	・共用IDは発効せずに職員個人に対して発行している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。	・共用IDは窓口用のみ機能を限定して発行し、それ以外は職員個人に対して発行している。 ・特定個人情報への不要なアクセスがないか、ログを毎月確認している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・休職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。	事後	適切な表現にするための修正及び個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和7年6月12日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「情報保護管理体制の確認」	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」 -「具体的な制限方法」	<国税連携システム(eLTAX)における措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	<国税連携システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」 -「具体的な方法」	<国税連携システム(eLTAX)における措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	<国税連携システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システムの操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①～②(略) ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①～②(略) ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」 「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①～③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①～③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑤物理的対策」 -「具体的な対策の内容」	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。	<国税連携システムにおける措置> ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑤物理的対策」 -「具体的な対策の内容」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	①県税総合システムへのログインには静脈認証を利用している。	①県税総合システムへのログインには顔認証を利用している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年6月12日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①～③(略)	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①～③(略) ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「①自己点検」 -「具体的なチェック方法」	＜国税連携システムの運用における措置＞ ・国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示206号)の達成状況について、自己評価を実施している。	＜国税連携システムの運用における措置＞ ・国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	表記の統一及び法令改正に伴う修正
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「②監査」 -「具体的な内容」	＜国税連携システムの運用における措置＞ 国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	＜国税連携システムの運用における措置＞ 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「②監査」 -「具体的な内容」	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	IV-3 「その他のリスク対策」	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正（令和7年5月2日付通知）
令和7年6月12日	（別添3） 変更箇所	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの
	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム5」	（略） ・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ（以下、「国税連携データ」という）をeLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて受信している。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 （略）	（略） ・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ（以下、「国税連携データ」という）をeLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて受信している。国税庁及び各自治体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 （略）	事前	①重要な変更
	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム7」	—	新規追加 （本評価書P6のとおり）	事前	①重要な変更
	I-（別添） 「事務の内容」	A 申告書等	紙申告を「A-1」、電子申告を「A-2」としA-2の場合に經由するシステムを追加	事前	①重要な変更
	I-（別添） 「事務の内容」	他団体との情報連携	連携先に国税庁や市町があることをわかるように整理、またシステム名と事務名をわかりやすく記載	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-(別添) 「事務の内容」	—	連携元に国交省を追加(自動車関係税にかかるデータ連携にかかるもの)	事前	①重要な変更
	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「②入手方法」	[○]その他(国税連携システム)	[○]その他(国税連携システム、電子申告等システム)	事前	①重要な変更
	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」 -「①委託内容」	国税連携システムの構築・運用等 国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する業務	国税連携システム・電子申告等システムの構築・運用等 国税連携システム・電子申告等システムの構築・運用等のサービスを提供する業務	事前	①重要な変更
	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」 -「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 -「対象となる本人の範囲」	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	各税法の規定により提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者	事前	①重要な変更
	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」 -「③委託先における取扱者数」	10人未満	50人以上100人未満	事後	実態の規模に合わせて修正
	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「提供先1」	他の都道府県	他自治体	事前	①重要な変更に伴う表現の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「②提供先における用途」	個人事業税の賦課事務	地方税の賦課事務	事前	①重要な変更に伴う表現の 修正
	Ⅱ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「③提供する情報」	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等 データ(国税連携データ)	他自治体で賦課する者に係る所得税申告書 等データ	事前	①重要な変更に伴う表現の 修正
	Ⅱ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「⑤提供する情報の対象と なる本人の範囲」	国税連携システムで入手した所得税申告書 等データのうち、本県で賦課しない所得税申 告者等	国税連携システム等で入手した所得税申告 書等データのうち、他自治体で賦課する所得 税申告者等	事前	①重要な変更に伴う表現の 修正
	Ⅱ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「⑥提供方法」	[○]その他(国税連携システム)	[○]その他(国税連携システム、電子申 告等システム)	事前	①重要な変更に伴う表現の 修正
	Ⅱ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「⑦時期・頻度」	他都道府県が賦課する者であったことが判 明した場合に送付する。(随時)	他自治体で賦課する者であったことが判明し た場合に送付する。(随時)	事前	①重要な変更に伴う表現の 修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「①保管場所」	<国税連携システムにおける措置>	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置>	事前	①重要な変更
	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> ・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。 ・電子申告等システム(審査システム)のデータ消去については、審査システムDBデータ削除ガイドラインで定められた手順により実施する。	事前	①重要な変更
	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「情報保護管理体制の確認」	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> ・国税連携システム・電子申告等システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」 -「具体的な制限方法」	<国税連携システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム・電子申告等システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	事前	①重要な変更
	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」 -「具体的な方法」	<国税連携システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システムの操作履歴（業務イベントログ・操作ログ）の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム・電子申告等システムの操作履歴（業務イベントログ・操作ログ）の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「リスク1:不正な提供・移 転が行われるリスク」 -「特定個人情報の提供・移 転の記録」 -「具体的な方法」	国税連携システムにより2年間の間、団体間 回送の記録(他の都道府県への提供)を受 信サーバーに保管する。	2年間、団体間回送の記録(他自治体への提 供)を受信サーバーに保管する。	事前	①重要な変更に伴う表現の 修正
	Ⅲ-5 「特定個人情報の提供・移 転」 -「リスク1:不正な提供・移 転が行われるリスク」 -「特定個人情報の提供・移 転に関するルール」 -「ルール内容及びルール 遵守の確認方法」	国税連携システムの団体間回送(他の都道 府県への提供)については、番号法の規定 に基づき、認められる特定個人情報の提供 を、国税連携システムの団体間回送機能を 使用して、定められたマニュアルのとおり 個人情報の提供を行う。	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間 回送機能を使用して、国税庁及び他自治体 へ申告書等データを提供する際は、番号法 の規定に基づき認められる特定個人情報 を、定められたマニュアルに従い行う。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用した申告書等データ提供は、国税庁及び他自治体のみ可能である。なお、システムによる本県と国税庁及び他自治体との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	事前	①重要な変更
	Ⅲ-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク・誤った相手に体用・移転してしまうリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用した申告書等データ提供は、国税庁及び他自治体のみ可能である。なお、システムによる本県と国税庁及び他自治体との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	事前	①重要な変更
	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑤物理的対策」 -「具体的な対策の内容」	<国税連携システムにおける措置>	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	< 国税連携システムにおける措置 >	< 国税連携システム・電子申告等システムにおける措置 >	事前	①重要な変更
	IV-1 「監査」 -「①自己点検」 -「具体的なチェック方法」	< 国税連携システムの運用における措置 > ・国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。	< 国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置 > ・国税連携システム・電子申告等システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。	事前	①重要な変更
	IV-1 「監査」 -「②監査」 -「具体的な内容」	< 国税連携システムの運用における措置 > 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	< 国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置 > 国税連携システム・電子申告等システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事前	①重要な変更
	IV-2 -「従業員に対する教育・啓発」 -「具体的な内容」	< 国税連携システムの運用における措置 >	< 国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置 >	事前	①重要な変更
	VI-1 「基礎項目評価」 -「①実施日」	令和2年7月27日	令和2年11月16日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI-2 「国民・住民等からの意見の 聴取」 -「②実施日」	令和2年9月23日から令和2年10月22日まで	令和7年7月1日から令和7年7月31日まで	事後	